## 平成28年度 第1回

## 広島県医療審議会保健医療計画部会 次第

日時 平成28年8月9日(火)

午後5時00分から

場所 広島県庁 北館 2階 第1会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
- (1)保健医療計画部会の進め方について【資料1】
- (2) 二次保健医療圏の見直し検討について【資料2,参考資料】
- (3)医療・介護需要量調査分析ワーキンググループの設置について【資料3】
- 4 報告事項

療養病床入院患者の状況把握アンケート調査について【資料4】

- 5 その他
- 6 閉 会

## 保健医療計画部会の進め方(案)

### 1 趣旨

次期保健医療計画(第7次)策定に係る知事からの諮問を受けて,医療審議会(平成28年5月23日)で議論が行われ,

- ・今年度と来年度の2年間で検討を行い,答申すること
- ・保健医療計画部会で具体の検討・とりまとめを行って行くことなどが決定された。

これを受けて,部会を2か月に1回程度開催し,検討を進める。

なお,国においても,「医療計画の見直しに関する検討会」が行われており,その議論も注視しながら進めていくこととする。

## 2 検討事項・進め方について

## 今年度 平成28年8月(今回)以降

検討事項 二次保健医療圏の見直し検討

基幹となる病院までのアクセス時間,疾病・事業別及び診療科別の受療動向等 も考慮し,県地対協の協力を得ながら,次期計画の二次保健医療圏(案)を決定

検討事項 現行の保健医療計画(5疾病5事業等)の進捗評価

調査分析(平成28・29年度)

・医療・介護需要量

ワーキンググループにおける,療養病床入院患者の状況把握アンケート調査 結果などに基づく,高齢者プランとの一体的な検討・策定に必要な基礎数値と なる,高度急性期から慢性期までの医療・介護需要量の調査・分析等

・長期的な医療設備・人材の配置等

平成 47 (2035)年頃までの人口動向や受療動向, 医師・看護師等の人材の偏在を踏まえた調査分析と検討

### 平成 29 年 3 月

- ・部会意見の取りまとめ( , ), 医療審議会への報告
- ・調査分析は次年度も継続し,計画策定に反映

## 来年度 平成 29 年 4 月以降

検討事項 国の作成指針を受けた計画項目などの骨子案等を決定

検討事項 医療・介護需要量の見込を踏まえた5疾病5事業及び在宅医療等の 各分野の医療提供体制(現状と課題,施策の方向性など)

検討事項 各分野,各圏域の計画素案を審議 次期計画(案)決定

## 3 今後のスケジュールについて 【平成 28 年 8 月 ~ 】

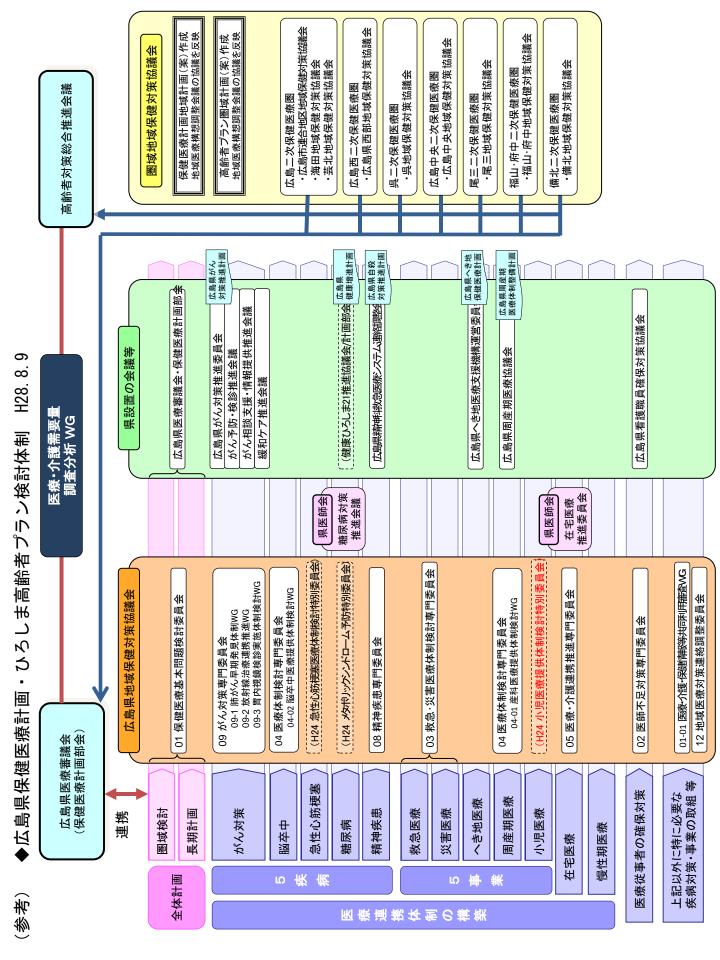
時期	保健医療計画部会	WG	県地対協	圏域地対協
8月	医療圏見直しの方法等	医療圏見直し		
9月		タ等の調査分		
10月	医療圏見直しの論点の検討	析,患者調査	医療圏の	医療圏へ
11月	療養病床患者調査分析まとめ	の分析	全県的視点	の意見
12月	国の「医療計画の見直しに関する	検討会」まとめ	からの意見	現行計画
1月	次期医療圏(素案)の検討 設備・人材の配置等の検討			進捗評価
2月		v		
3月	次期医療圏(案)決定 設備・人材の配置等の検討 現行計画の進捗評価			
	国の「医療計画作成指針	計」の発出		

WG:医療・介護需要量調査分析ワーキンググループ

## 【平成 29 年度】

時期	保健医療計画部会	WG	県地対協	圏域地対協
4月				
5月	医療計画作成指針を受けた 計画項目などの骨子案の検討 5 疾病 5 事業等の論点の検討	──	5疾病	地域計画
6月		要なデータ	5 事業等	の検討・
7月		の調査分析	の検討	素案
8月				作成
9月				
10月	5 疾病 5 事業等の各分野の 検討まとめ			
11月				
12月	各分野 , 各圏域の計画素案を 検討	V		
1月				
2月	次期計画(案)の決定			
3月				

WG:医療・介護需要量調査分析ワーキンググループ



## 二次保健医療圏の見直し検討

### 1 保健医療圏の設定

## (1)法律上の規定

全県を単位として設定される3次医療圏による「特殊な医療」の提供体制に対して,

二次保健医療圏は、「一般の入院医療」の提供体制の確保を図る区域である。

その設定に関する基準には人口,面積について明確な要件はないが,自然的条件や 社会的条件を考慮して検討される必要がある。

	区域の規定	区域の設定に関する基準
	(医療法第30条の4第2項12・13)	(施行規則第30条の29)
	主として病院の病床(次号に規定	地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足
2	する病床を除く。) 及び診療所の病	状況,交通事情等の社会的条件を考慮して,一体の区域
次医療圏	床の整備を図るべき地域的単位とし	として病院及び診療所における入院に係る医療 (特殊な
療	て区分する区域	医療を除く。) を提供する体制の確保を図ることが相当
		であると認められるものを単位として設定すること。
	二以上の二次医療圏を併せた区域	<u>都道府県の区域を単位として設定</u> すること。
1	であって ,主として厚生労働省令で	ただし,当該都道府県の区域が著しく広いことその他
3 次	定める <u>特殊な医療</u> を提供する病院の	特別な事情があるときは , 当該都道府県の区域内に二以
次医療圏	療養病床又は一般病床であって当該	上の当該区域を設定し,また,当該都道府県の境界周辺
圏	医療に係るものの整備を図るべき地	の地域における医療の需給の実情に応じ , 二以上の都道
	域的単位としての区域	府県の区域にわたる区域を設定することができる。

精神病床,感染症病床及び結核病床を除く。

特殊な診断又は治療を必要とする医療であって次の各号のいずれかに該当するもの。

先進的な技術を必要とするもの 特殊な医療機器の使用を必要とするもの 発生頻度が低い疾病に関するもの 救急医療であって特に専門性の高いもの

### (2)基準病床数

基準病床数は,計画策定時における人口や入院需要,患者の流入・流出状況から,療養病床及び一般病床ごとに全国一律の算定方法により,二次医療圏ごとに設定され,病床の地域偏在の是正と一定水準以上の医療確保を図るものである。

第6次保健医療計画では,既存病床数が基準病床数を下回る医療圏はない。

地域医療構想による区域(医療法第30条の4第2項7)

病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として定める区域(構想区域)は, 二次医療圏を基本として,人口構造の変化,医療需要の動向,医療従事者や医療提供 施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して設定することとされている。

また,医療・介護サービスの一体的な整備を行う観点から,<u>老人福祉圏域と一致さ</u>せるよう求められている。

## 2 5 疾病・5 事業及び在宅医療の医療連携体制

地域の医療提供体制を確保する中で,特に重要なものとして,医療提供施設相互間 の医療連携体制を構築していくものである。

拠点(基幹)となる病院を中心とした施設機能の体系化,保健・介護・福祉サービス等との連携を進める圏域は,二次医療圏に拘わらず,患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて,弾力的に設定できるとされている。

本県においては,二次保健医療圏を基礎としているが,一部の疾病・事業では,地域の実情に応じて圏域を柔軟に設定している。(救急医療圏,精神科救急医療施設圏域)

### 医療計画作成指針による求められる医療機能等

対策分野	求められる医療機能等
がん	発症予防 / 治療 / 在宅療養支援
脳卒中	発症予防/救護(搬送)/急性期/回復期/維持期
急性心筋梗塞	発症予防/救護(搬送)/急性期/回復期/再発予防
糖尿病	初期・安定期治療/専門治療/急性増悪時治療/慢性合併症治療
精神疾患	予防・アクセス/治療・回復・社会復帰/精神科救急・身体合併症・専門医
种作大志	療/うつ病/認知症
救急医療	救護(病院前)/3次救急医療/2次救急医療/初期救急医療/救命期後医療
災害時の医療	災害拠点病院/災害急性期の応援派遣(DMAT)/災害中長期の応援派遣(救
火舌时の区原	護所・避難所等での健康管理)
へき地の医療	保健指導/へき地診療/へき地診療の支援/行政機関等の支援
周産期医療	正常分娩(保健指導・相談支援含む) / 地域周産期母子医療センター / 総合周産
问性别达惊	期母子医療センター / 療養・療育支援
小児医療	相談支援 / 一般医療 / 初期救急 / 専門医療 / 入院救急 / 高度専門医療 / 救命
小儿区怎	救急医療
在宅医療	退院支援 / 日常の療養支援 / 急変時の対応 / 看取り / 在宅療養支援病院・診
11七区原	療所 / 連携を担う拠点

### 【圏域設定にあたって考慮すべき例】

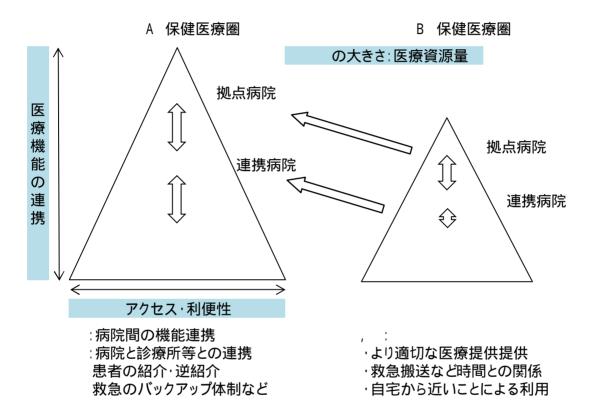
- ・脳卒中,急性心筋梗塞 ~ メディカルコントロール体制のもと搬送体制の状況
- ・精神疾患 ~ 障害福祉圏域や老人福祉圏域との連携
- ・救急医療 ~ 一定のアクセス時間内に医療機関に搬送できる
- ・災害時の医療 ~ 広域搬送体制や災害程度に応じた一般医療機関の参画
- ・周産期医療 ~ 重症例を除く産科症例の診療が圏域内で完結すること
- ・在宅医療 ~ 医療資源や介護との連携が地域により大きく変わることを勘案し, できる限り急変時(重症例除く)対応,医療介護連携が図られる

### 3 見直しを検討するにあたって

## (1) 二次医療圏を設定する目的

住民がなるべく身近な地域でサービスを受けられるよう,社会経済活動などから, 適当なまとまりのある地域を設定し,主として入院の医療需要に応じた計画的・効率 的なサービス提供体制を目指す,政策上の単位である。

人口や医療資源の地理的分布(山間部が多く,人口は沿岸部,西部に集中),各拠点病院の医療機能も同じではないことから,圏域ごとの均一性には限界があると考えられ,圏域を越えた連携によるサービス提供も想定されるものである。



## (2)前回策定時における見直し検討

前回策定時には,見直しを検討すべき圏域の考え方が示され,本県では人口規模で 広島西・備北が該当したが入院患者の流入・流出条件に該当しないため,見直しを行 わなかった。(人口20万人未満,入院の流入20%未満,流出20%以上の圏域)

全国では,32 道府県(87/349 医療圏)が該当したが,実際に見直しを行ったのは,3県(18 医療圏)である。

【見直さなかった理由】 国の検討会資料より

- ・現行の医療機関等の配置により,医療提供体制が構築されている中で,圏域の 枠組みを変えたとしても実効性がない。
- ・圏域を広域化することは、過疎地の患者の利便性につながらない。
- ・現行の圏域は<u>他の行政圏域</u>を基に設定されており,災害時の救護体制等と 整合性を取る必要がある。

## 4 検証すべき項目やデータ分析等について

今回の検討にあたっては,人口減少や高齢化が一層加速していく中で,また,その進み具合が地域により異なる中で,国の考え方だけでなく,アクセス,5疾病・5事業や診療科別の受療動向,市町別といった様々な観点を加え,実効性のある二次保健医療圏の設定を行うことが必要と考えられる。

## 現状分析,将来分析を「市町単位」まで,可能な限り詳細に行う

人口,受療動向,疾病構造,拠点病院の医療機能と患者動向, 疾病ごとの基幹となる病院までのアクセス, 既存圏域等との関係(老人福祉圏域,救急搬送体制,保健所等の管轄など)

## 現行の二次保健医療圏について,客観的比較を行う

人材や医療設備まで含めた医療機能 拠点病院の役割と医療提供状況

### 5 次回の計画部会での論点

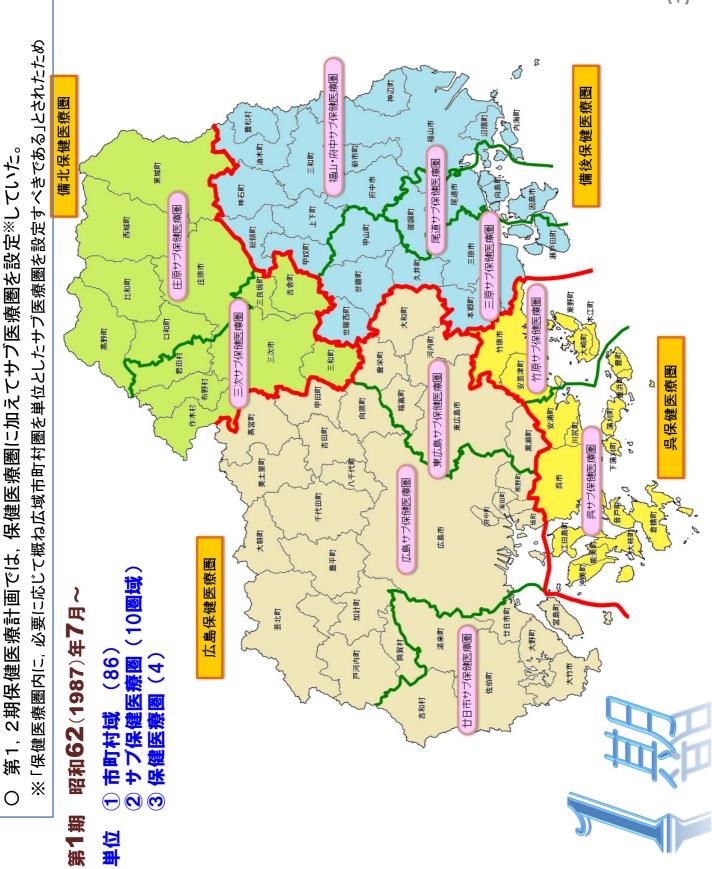
現在の二次保健医療圏の評価について 次期計画における二次保健医療圏の考え方について

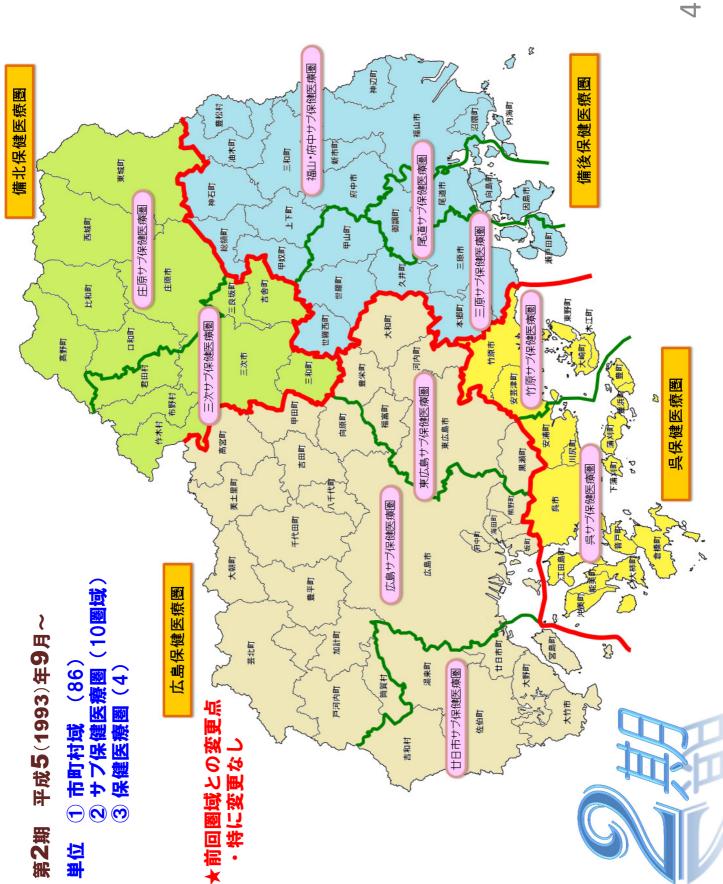
## 資料2の参考資料

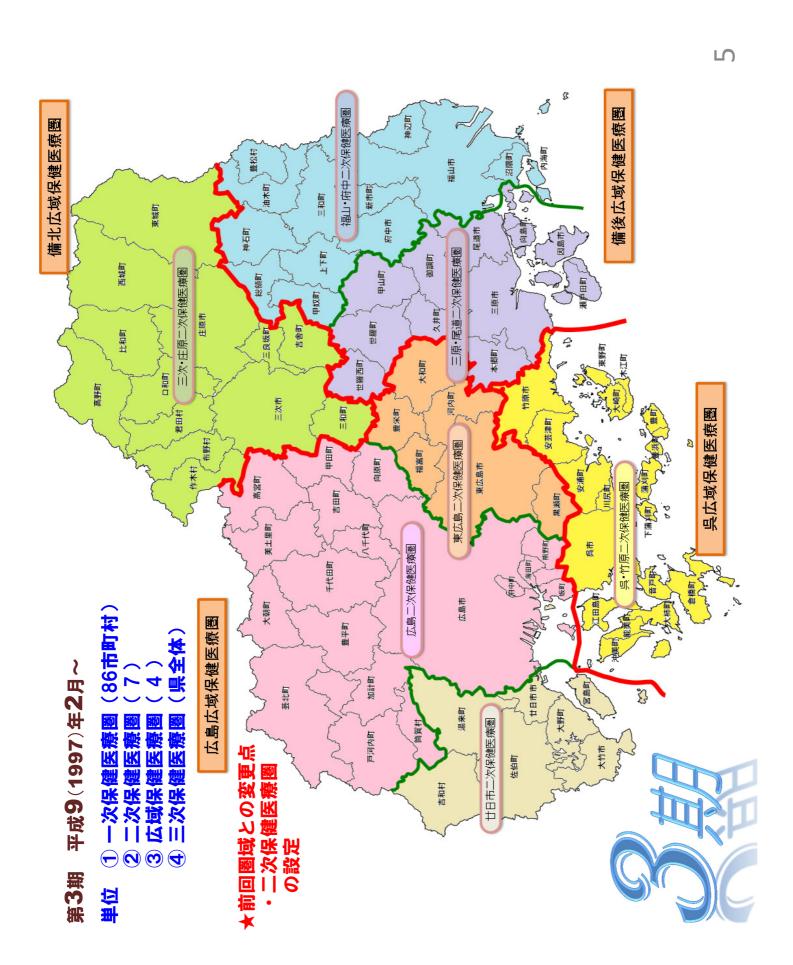
# 二次保健医療圏の見直し検討について

平成28年8月9日 医療介護計画課

## 療計画制度における 機医療圏の変遷 保健



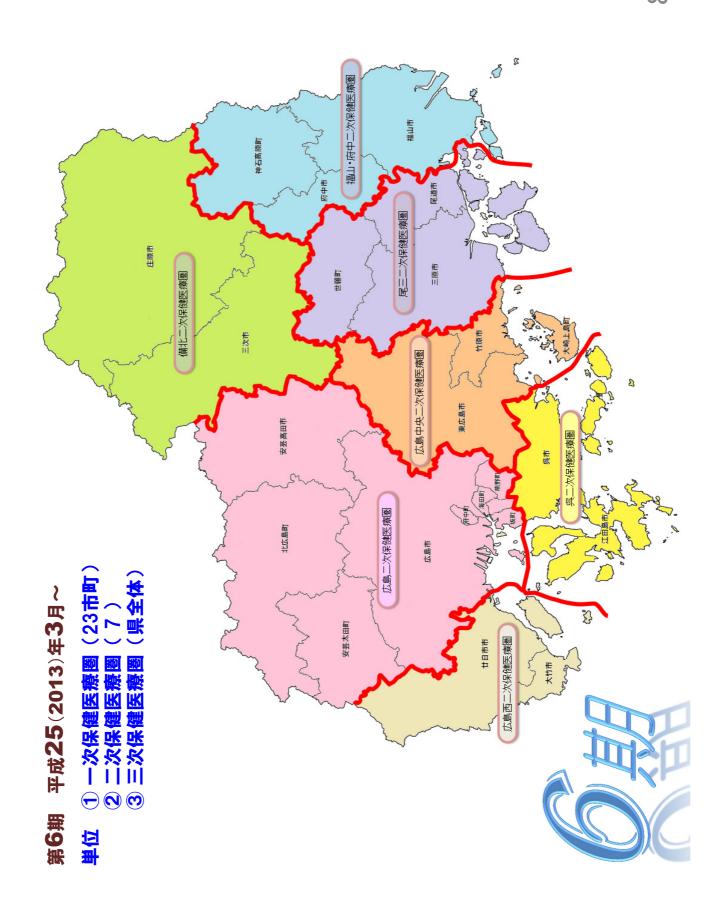




9 T 3 福山・府中二次保健医療圏 福口市 三君司 東城町 府中市 尾三二次保健医療圏 西城町 備北二次保健医療圏 甲奴町 三原市 久井町 庄原市 世羅甲 比和町 大和町 口器門 高野町 河内町 三次市 明米甲 広島中央二次保健医療圏 中田町 東広島市 剛阳田 出田町 呉二次保健医療圏 L 無 美土里町 ●広島中央(前:東広島)に竹原市、安芸津町 広島二次保健医療圏 千代田町 広島市 大朝町 86市町村 職平町 平成14(2002)年3月~ 4世日市市 加計町 芸北町 S 大崎町, 東野町, 木江町の1市3町が加わる 加米甲 ) 一次保健医療圈 ) 二次保健医療圈 ) 三次保健医療圈 広島西二次保健医療圏 戸河内町 佐伯町 吉和村 (N) (M) 第4期 単位



V .0 福山•府中二次保健医療圏 神石高原町 三二次保健医療圏 庄原市 三原市 備北二次保健医療圏 中離月 0 三次市 広島中央二次保健医療圏 東広島市 安芸高田市 呉二次保健医療圏 高出 (86市町村→23市町) 平成の大合併により, 「広島」に旧湯来町, 備北」に旧総領町, 旧甲奴町が加わる。 広島二次保健医療圏 北広島町 広島市 県全体、 平成19(2007)年3月~ S 安芸太田町 (1) 一次保健医療圈 (2) 二次保健医療圈 (3) 三次保健医療圈 広島西二次保健医療圏 廿日中市 「尾三」に旧大和町が 平成の大合併により、 加わる (H17.3)。 第5期 単位



2. 広島県における
 5疾病・5事業の圏域

## 広島県における五疾病・五事業の圏域について

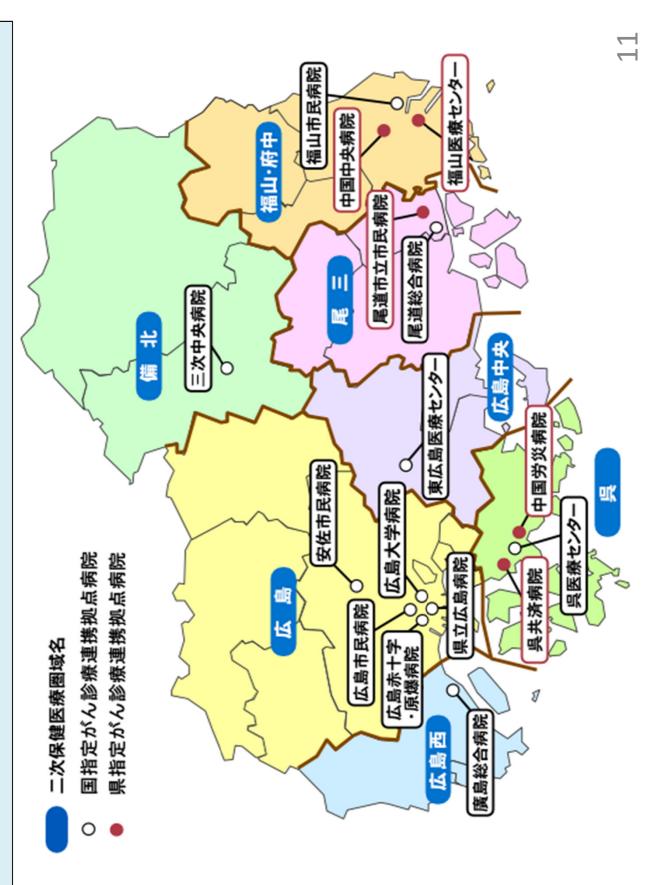
本県の二次保健医療圏域は7圏域であるが、一部の疾病・事業では、地域の実情に応じて圏域を 〇 本県の二次保健B 柔軟に設定している。

全	圏域数							
二次医療圈	7	広島	広島西	欰	広島中央	MB.	福山・府中	編光
がん医療圏	_							
脳卒中医療圏								
急性心筋梗塞医療圈								
糖尿病医療圈								
精神疾患医療圈								
(精神科救急医療施設圈域)	2		*				**************************************	
救急医療圈 <sup>%2</sup>	<u>4</u>							
周産期医療圏								
小児二次救急医療圏								

₩ ₩ %

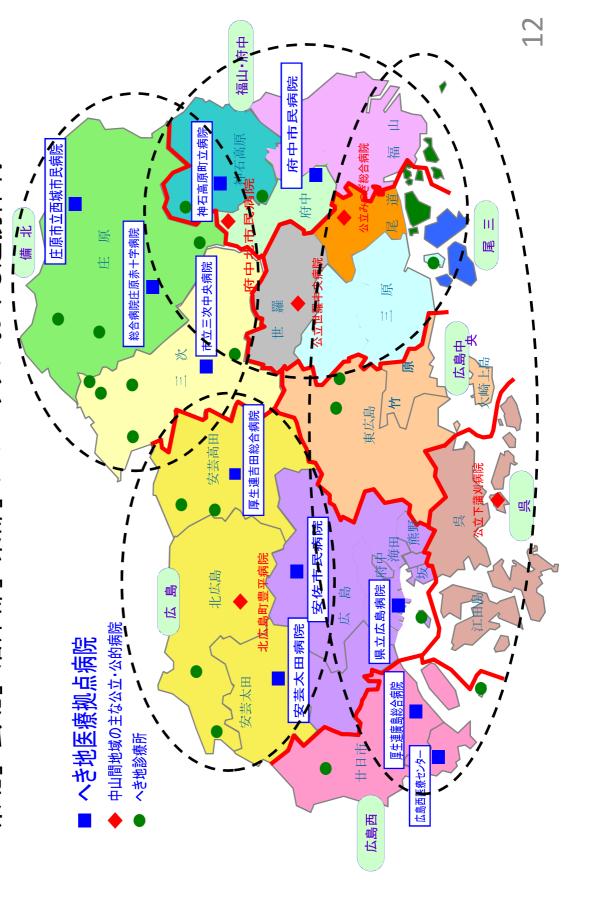
広島中央圏域は東広島市, 大崎上島町が西部圏域, 竹原市が東部圏域 広島圏域は広島地区(広島市の一部, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町)と安佐山県高田地区(広島市の一部, 安芸太田町, 北広島町, 安芸高田市) 広島中央圏域は東広島地区(安芸津町を除く東広島市)と竹原地区(東広島市安芸津町, 竹原市, 大崎上島町), 尾三圏域は三原地区(三原市), 尾道地区(尾道市の一部), 因島地区(尾道市の一部), 御調世羅地区(世羅町), <u>福山・府中圏域</u>は福山地区(福山市の一部), 府中地区(福山市の一部, 府中地区(福山市の一部), 府中地区(福山市の一部, 府中地区(福山市の一部), 市中地区(三次市), 庄原地区(庄原市)に分かれている

# がん対策:二次保健医療圏域及び医療施設等配置



## へき地医療対策:へき地医療拠点病院等の整備

- •11か所の「へき地医療拠点病院」を指定し、へき地診療所等の診療を支援
- ・「県北」「芸北」「沿岸部」「東部」の4ブロックにおける連携体制

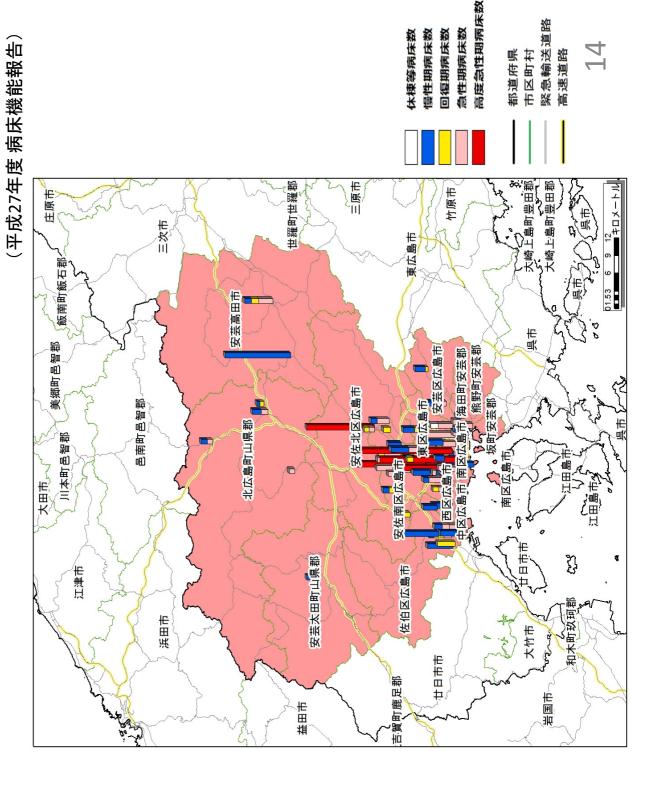


## 3. 医療資源

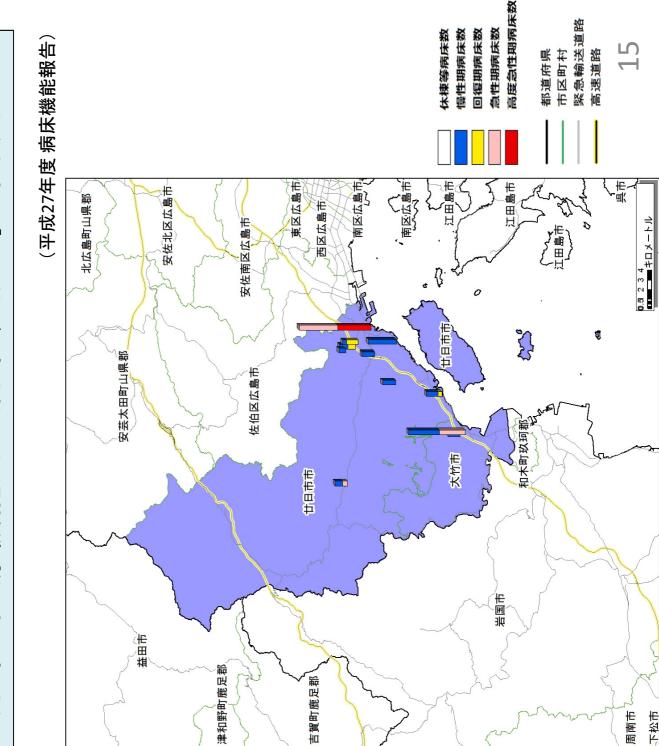
病院, 病床分布

## 病院の分布と医療機能別の病床数(広島圏域

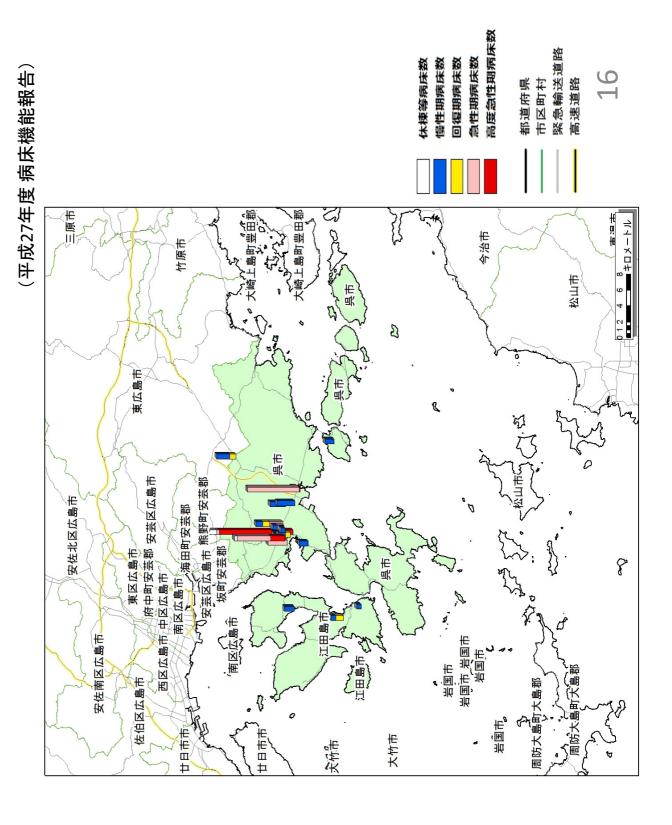




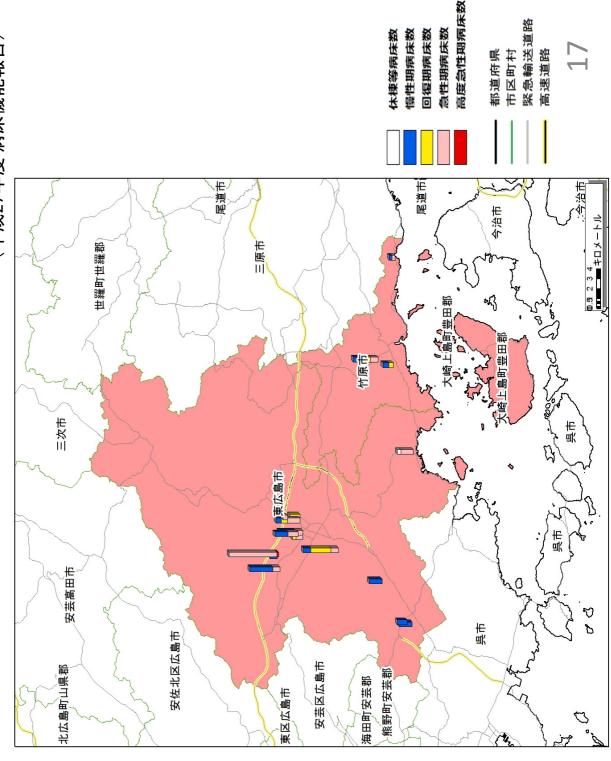
## 病院の分布と医療機能別の病床数(広島西圏域)



## 病院の分布と医療機能別の病床数(呉圏域)

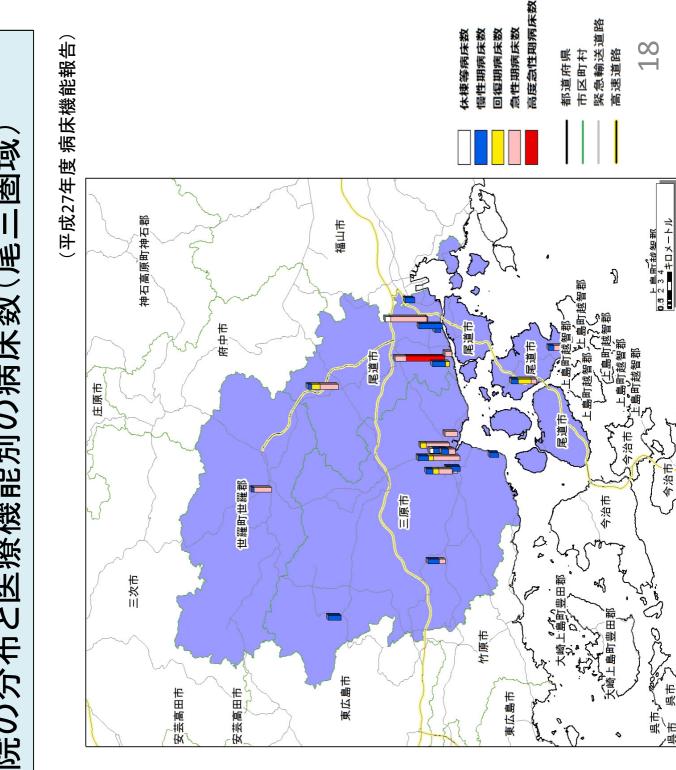


## 病院の分布と医療機能別の病床数(広島中央圏域)

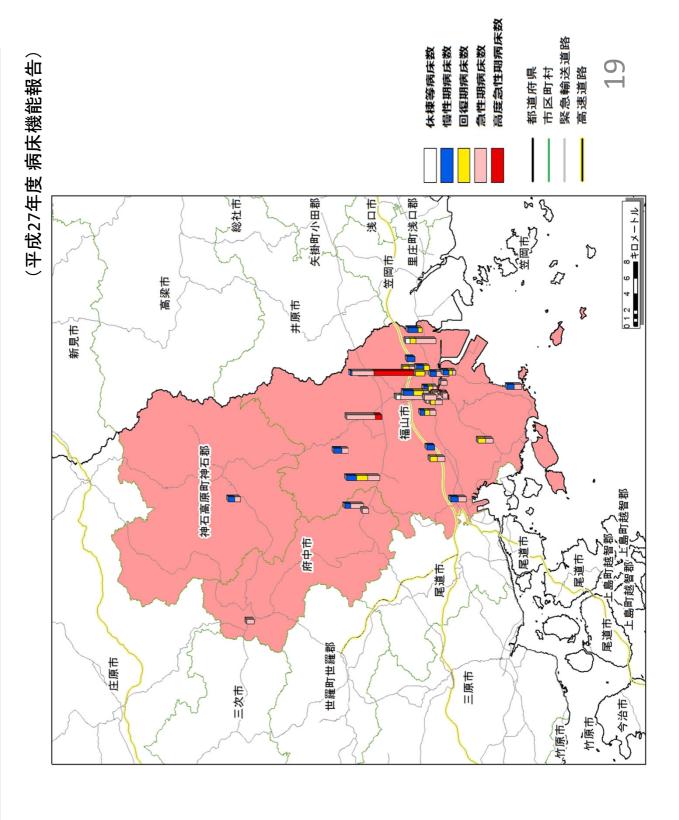


(平成27年度 病床機能報告)

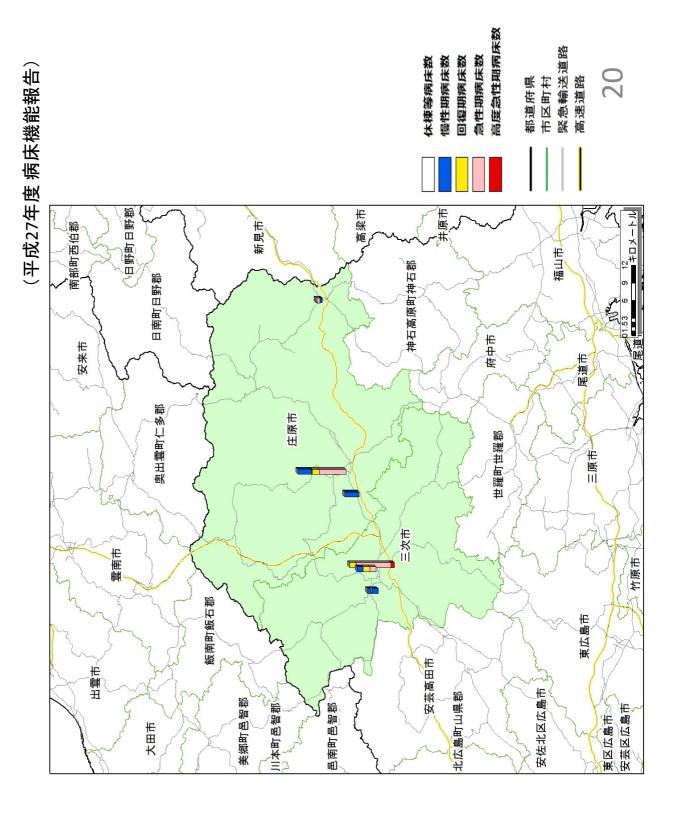
## 病院の分布と医療機能別の病床数(尾三圏域



# 病院の分布と医療機能別の病床数(福山・府中圏域)



## 病院の分布と医療機能別の病床数(備北圏域)



## 4. **F**542

# 脳卒中・急性心筋梗塞の患者に対する人ロカバー率

## 分析に用いたデータ

〇平成25年の公開DPCデータ及び各DPC病院までの移動時間を基に, 疾患分類ごとに アクセスマップと人口カバー率(国立がん研究センター:石川ベンジャミン光一氏作成) 病院までの搬送時間による人口カバー率を解析したもの。

つ本データは、各都道府県に配布している医療計画作成支援データブックに収載。 (注)このデータはDPC病院を対象としたものであり、地域すべての状況を示すものではない

## 分析方法

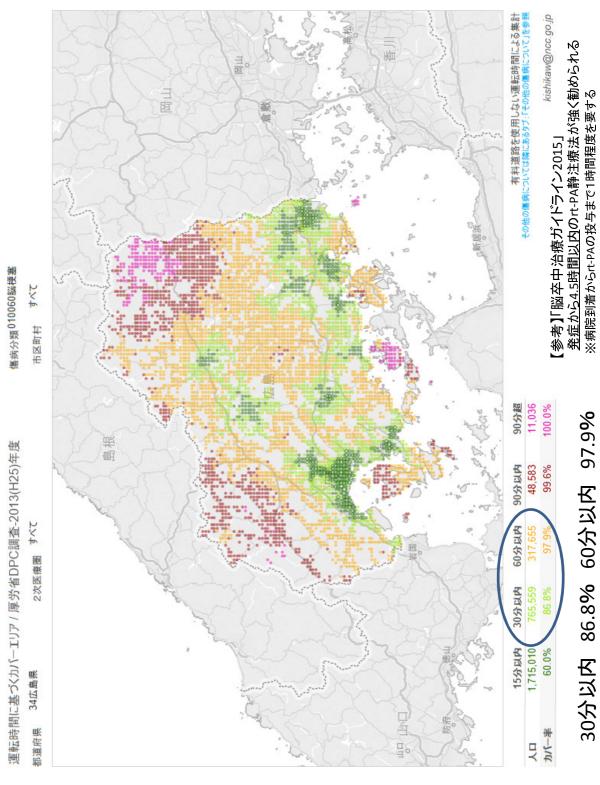
①DPC6析:010060(脳梗塞), 050030(急性心筋梗塞, 再発性心筋梗塞)について, 最 寄りのDPC病院までの搬送時間が30分以内の人口カバー率を医療圏ごとに算出。

②算出した医療圏毎の30分以内人口カバー率と医療圏人口を軸として,人口規模ごとにカバー率の分布図を作成。

## 分析結果

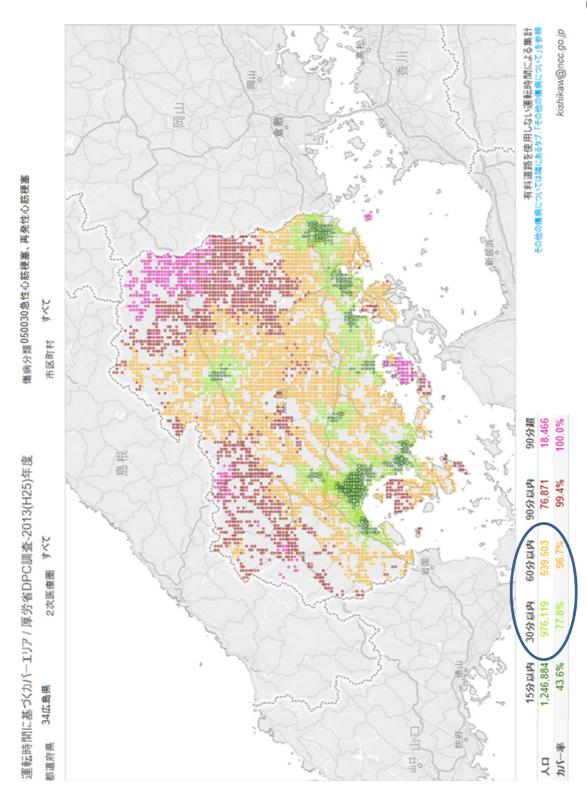
つ県北部および島しょ部では、短い時間でアクセスを確保できる医療資源の配置が乏し い傾向にある。 **〇脳梗塞に対するアクセスと比較して,心筋梗塞では30分以内のアクセスが悪い傾向に** ある。

## 脳梗塞の患者に対する人口カバー率



23

## 心筋梗塞の患者に対する人口カバー率



30分以内 77.8% 60分以内 96.7%

## 前回の策定時における 医療圏の見直し ر ا

## 二次医療圏の見直しについて

の設定が適切かどうか検討を行う必要があるが、今回の医療計画においては、特に,以下の要件を全て満たす医療圏について,検証を行うことを求めた。 医療計画の見直しに際しては,医療圏の現状について検証を行い,現在の医療圏

医療計画作成指針(平成24年3月30日 医政発0330第28号)

## ③流出率が20%以上 ②流入率が20%未満 ①人口20万人未満

(当該地域内の医療施設で受療した推計患者数のうち, 当該地域外に居住する患者の割合) 流入率

× 100 当該地域内の医療施設で受療した当該地域外に居住する推定患者数 当該地域内の医療施設で受療した推計患者数(住所不詳は除く)  $\parallel$ 

(当該地域内に居住する推計患者数のうち, 当該地域外の医療施設で受療した患者の割合) 流出率

 $\times 100$ 当該地域外の医療施設で受療した当該地域内に居住する推定患者数 当該地域内に居住する推計患者数  $\parallel$ 

- 医療圏の見直しの判断は、二次医療圏の面積や基幹となる病院までのアクセスの 時間等も考慮することが必要である。
- 検証の結果,第6次医療計画において医療圏を見直した都道府県は, 宮城県, 栃木 徳島県であった。 ┉,

# 第6次保健医療計画における医療圏の見直 [参考]

## 人口20万人未満 かつ患者流入率20%未満 かつ無者遊出率20%以上 宮城県

## ■ 人口20万人未満 かつ患者流入率20%未満 かつ患者流出率20%よ出 栃木県

## 衙島県

## (参考)広島県

## **内**域化

7医療圏を4医療

見直しの

**概** 脚

## 盆分允

南部

広域化

- 圏(宇都宮市)及び 県東医療圏(芳賀 郡市)に分割。 県東·央医療圏(宇都宮市, 芳賀郡 市)を, 宇都宮医療
- 県民の受療行動の 拡大, 医療資源の 有効活用, 南海ト ラフ地震等の自然 I II, 西部 I IIの 6医療圏を東部, 南部, 西部の3医 に単鑑。 東部ІП, 南部海陽(1
- 広島西と備北の2圏域で人口20万人未満であるが, 広島西は流入患者が20% 以上,備北は流出患者が20%未満である 第6次計画で医療 圏の見直しは行わない。

復興や連携も踏まえ、より広域的な視点で医療提供体制を構築していくめ要があるため。 **帯来にわたる震災** 

見直し

軍

「小児」は宇都宮と 県東圏域でそれぞ れ検討を行ってお

第5次計画時でも

「救急」「周産期

災害への対応等に

より広い圏域をもっ て取り組む必要が

あるため。

- 医療計画作成指針 り, 今後の高齢化 等も考慮して医療 圏を見直した。 豳域( るみが、 登米,
- 医療計画作成指針 I医療圏が見 では, 南部田,
- 医療計画作成指針 備北医療圏 では, 備 が見直(

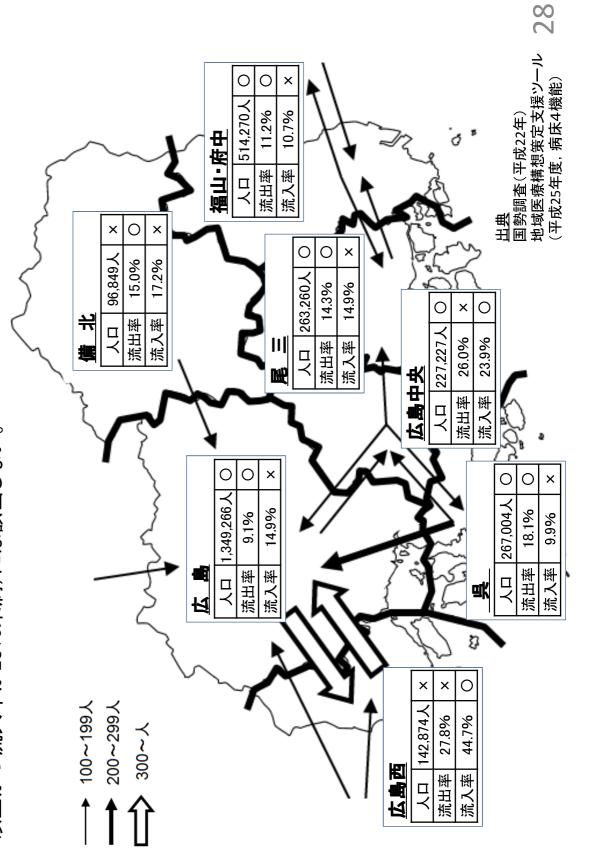
## 対象の有無

気仙沼医療 記直し対象 医療計画作成指針 では, 仙南, 石巻, 気仙圏が見直( 宮城県第6次保健医療計画

- 栃木県第6次保健医療計画 見直し対象
- 徳島県第6次保健医療計画
- 広島県第6次保健医療計画

## 広島県の二次医療圏

○ 現行の二次医療圏はいずれも二次医療圏の見直し要件(人口20万人未満, 流出率が20%以上かつ流入率が20%未満)には該当しない。



## 入院患者の受療動向

療養病棟、5疾病別の受療動向では、広島、福山・府中圏域を除く圏域で流出率が 20%以上の項目がある。 — 概 ,

16.4% 9.9% 14.4% 18.1% 12.4% 13.2% %6.0<sub>1</sub> 6.9% 2.3% 17.6% 9.7% 61.7% 11.2% 29 14.6% (上段:流出率,下段:流入率) 編光 8.0% 8.3% 6.1% 22.2% 9.8% 4.3% 8.6% 11.0% 10.3% 11.0% 9.8% 12.0% 11.2% 8.9% 福二·和中 料:平成25年度NDBデータ 14.1% 9.6% 12.3% 13.7% 13.7% 26.9% 14.8% 11.0% 14.4% 15.3% 7.8% 5.5% 15.6% 15.8% 圖 25.4% 21.0% 22.7% 31.4% 12.3% 24.2% 37.3% 9.4% 35.7% 12.0% 13.9% 15.6% 11.2% 17.5% 広島中央 巡 22.2% 12.1% 11.1% 3.9% 12.6% 8.6% 8.1% 6.1% 14.7% 12.5% 17.9% 17.9% 11.3% 14.0% 峫 29 27.7% 21.8% 44.1% 26.1% 24.2% 34.4% 21.8% 24.4% 42.7% 43.0% 33.8% 37.2% 39.8% 31.9% 広島西 13.1% 5.8% 12.5% 6.2% 15.1% 7.3% 5.9% 8.0% 8.5% 15.6% 13.2% 11.8% 9.6% 万島 (流出率) (流入率) (流出率) (流入率) (流出率) 流入率) (流出率) (流入率) 流出率) 流入率) (流出率) (流入率) (流出率) (流入率) 急性心筋梗塞 精神疾患 **慰**卒中 糖尿病 一般病棟 療養病棟 がん ら疾病

# 入院患者の市町別受療動向(平成25年度)

汚	丑										<u>医療</u>	丢 <u>療機関所在</u> 址	出					(広島)	広島県医療・	小護-係	R健情報	保健情報総合分析システム	析システ	(Ā-
	Ī	広島市	安芸高田市	府中則	東田東	熊野町	坂町	安芸太田町	北広	大竹市	廿日市市	小市	江田島市	竹原市	東広島市 >	大崎上島町	三原市	尾道市	中離町	福口市	和中市 益	石高原町	三次市	庄原市
•	広島市		7%	7%			1%									%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0
	安装高田市		25%	% 8	, 0%	WN# %	%°									% %	%0	% %	% %	% 8	% %	% &	12%	% %
	五十三 第五三 二 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三		% %	12%			%- - -	%0 %0 %								% % 5	% 5 6	% %	% % 5 °C	% 6	% %	% %	%-%	% % O C
	熊野町	38%	%0	5% 5%		- 17-	18%		%0	1%	%0 9	20%	%0	%	14%	%0	%	%	%	%	%	%	%	%
	坂町	47%	%0	%8	_		78%									%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0
	安芸太田町	41%	2%	1%												%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0
	北広島町	%0E	%	%0												%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0	2%	%0
<b>右</b> 行	大竹市	11%	%0	%0		W/W# %	%0 *0	%0 %		Š						%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0
	女田中市	31%	%0	%0												%0	%0	%0	%	%0	%	%0	%0	%0
	ini E E f	%9 	%°	% ?			Ó Ì									%0	%0	%0	%0	%	%	%	%0	%0
	江田間市年四十	% <sup>2</sup> 6	- %0	1%			o ô									%0	0%	% %	% 6	% 6	% 6	% 6	% %	%0
	治原中十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	2%	% &	% č			5 6	%0 %0								%0	% 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	% ?	% č	% č	% č	% č	% 6	% 6
	果145万里十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	%0 %0	% è	% 6	% °		5 6									%)	% <sup>2</sup>	% 6	° è	% °	% 8	% 6	° 6	% 6
	人馬上斯馬二日斯里	% % ~	s è	် ငိ		Y/N# 0	o č									% 0 0 0	12%	%	% %	%-%	s è	° 6	° è	% è
	一 运 地	7%	% o	S è			o 8									% 0	70 70	0,0	رن 0 / و	770	° 6	° è	% ò	% 6
	元   中報     中報	4%	% % 5 %	8 6			% O	%O %O								% %	% 2 8	17%	44%	%=	1 %	8 8	% %	% % O C
!	福二市	1%	8	%			Ö									%0	1%	%	%	91%	%	%0	8 8	%
	五百十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	1%	%0	%			Ö									%0	%	% i %	%	40%	45%	%0	%	%0
	神石高原町		%	%0			%0	%0 %								%0	%	%	%0	38%	14%	37%	%	2%
	三次市		2%	%			0 0									%0	%0	1%	%0	1%	2%	%0	72%	2%
	庄原市		2%	%0	%0 "		%0	%0 %							1%	%0	%0	%0	%0	1%	2%	%0	18%	62%
		-																						
凉	消入									刪	患者住所地	b(保険5	(保険者所在地	<u>;</u>										
		広島市 安	安芸高田市	府中則	無田田	熊野町	坂町	安芸太田	安芸太田町 北広島町	大竹市	廿日市市	岷	江田島市	竹原市	東広島市 カ	大崎上島町	三原市	尾道市	中離司	福山市	和中中 神	石高原町	三次市	主原市
į	広島市		1%	3%	1%	9 15	1%		5 1%	. 0				%0	2%	%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0	1%	1%
	安芸高田市		22%	%0	%0		%0 %							%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0	%6	3%
	<b>府中</b> 町		%0	28%				%0 %		%0 %	%0 %	5 2%	1%	%0	2%	%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0	%0
	第田馬	45%	%0	4%			%	vo.			5 1%	. 5%		1%				1%	%0		%0	%0	%0	%0
	熊野町	#N/A	#N¥	#N/A	¥	¥	#	<b>Z</b>			#N\#	#N\	₹	#N/A	#	#	#	#N\#	¥/\#	#	#N/A	¥N\#	#N\	#NA
	坂町・	37%	%0	1%		(/					%0 'S	. 3%		%0				%0	%0		%0	%0	%0	%0
	安芸太田町二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	% :	%0	%0				_			5, 2%	%0		%				% 3	%0		%	%	%0	% ?
	北京馬町十分十二	13%	% è	% 6	% č	%0	% 0 %	%L %			170	2 %		%				° 6	% 6		% č	% è	% 6	% N
<u>KI</u> f	十日 中田	3% 2%	%-0	× %					%000	%	%96	% % 6 %	% 0 0	° %	7 %	% % C	% %	%-	% %	° %	% %	% %	% %	% %
	温市 二	3%	%0	%0		6 2%					, 0%	, 81%		1%				%0	%0		%0	%0	%0	%0
	江田島市	2%	%0	%0							5 1%	. 7%	•	%0				%0	%0		%0	%0	%0	%0
	竹原市	%0	%0	%0							%0 %	. 4%		64%		_		1%	%0		%0	%0	%0	%0
	東広島市	%9	%0	%0							5 1%	%8		3%				1%	%0		%0	%0	%0	%0
	大崎上島町	%0	%0	%0		%0 %		%0 %			%0 %	. 4%		%0				%0	%0		%0	%0	%0	%0
	二原计	1%	%0	%0							%0	%		%9 				12%	1%		%0	%	%	%
	尾道市	%0 	%0	%0							%0°			%0				% <u>8/</u>	3%		3%	%	%	% 3
1		1%	%0	%0							%0 0 9			%0				%	61%		4%	4%	4%	5%
	金三子 トート	%0 —	%0	%0		%0 		_			%0°			%0				%4	%0		2%	5%	<b>(</b> %)	%
	析中中甘力		% 6	%0		_		_			Š Č			% 8				%7.	%		26%	%5	<b>)</b>	% 5
	4. 1. 谷. H.	%0%	% % O K	800	80	% °		%° °			° °	8 8		s 8				% S	% %		% %	%08 %08	%02	14%
	一// 上原市	1%	. %	%0	) °	9 6	%0				°°°			8 8				%0	% % %		- % - %	2%	%9	% <del>1</del> -
	:	: -	!			·								:				;	;		į	! !	;	,

# 6. 今後の人口動向等

# 広島県の年齢階級別将来推計人口

(単位:人)

				0~14歳 15~64歳	■65歳以上						
		267,255		1,391,427 0	9	840,003	平成47(2035)年	2,498,685人	88.4	10.7%	55.7%
	283,688			1,475,690		839,427	平成42(2030)年	2,598,805人	92.0	10.9%	26.8%
	311,090			1,533,427		844,283	平成37(2025)年	2,688,800人	95.2	11.6%	22.0%
	341,213			1,586,941		838,517	平成32(2020)年	2,766,671人	97.9	12.3%	57.4%
	367,394			1,664,247		793,756	- 平成27(2015)年	2,825,397人	100	13.0%	28.9%
3,000,000	2,500,000		2,000,000	1,500,000	1,000,000	500,000	中				
3,0(	2,5(		2,0(	1,5(	1,0(	5(		総数		0~14歳	15~64歲

総数の下段は平成27(2015)年を100とした場合の各年の指数 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25(2013)年3月推計)

32

33.6%

32.3%

31.4%

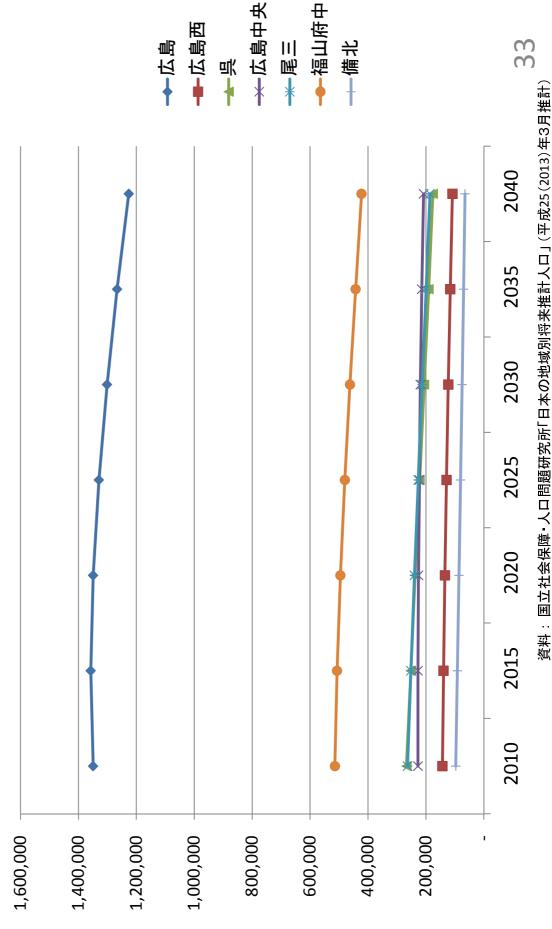
30.3%

28.1%

65歳以上

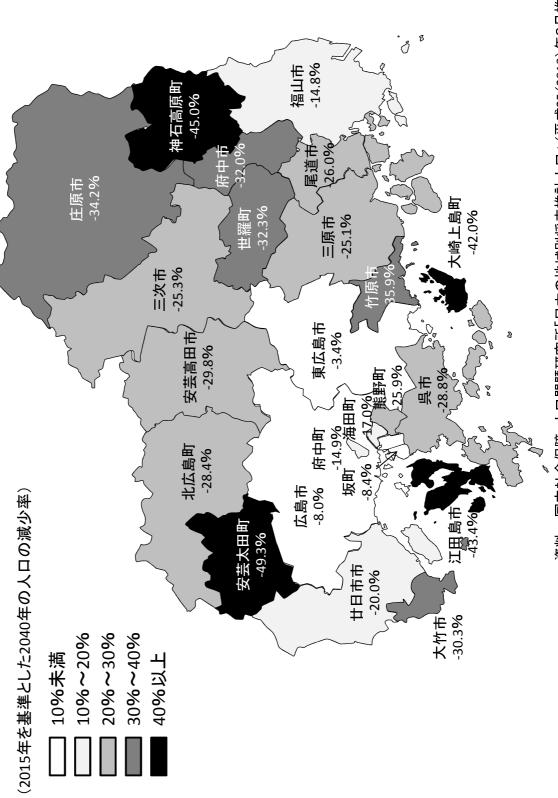
# 二次医療圏別の将来推計人口

〇 現在は広島西, 備北圏域が人口20万人未満であるが, 2015年以降はすべての圏域で人口が 減少し, 2035年には呉, 尾三圏域を含めた4圏域で人口20万人未満になると推計される。



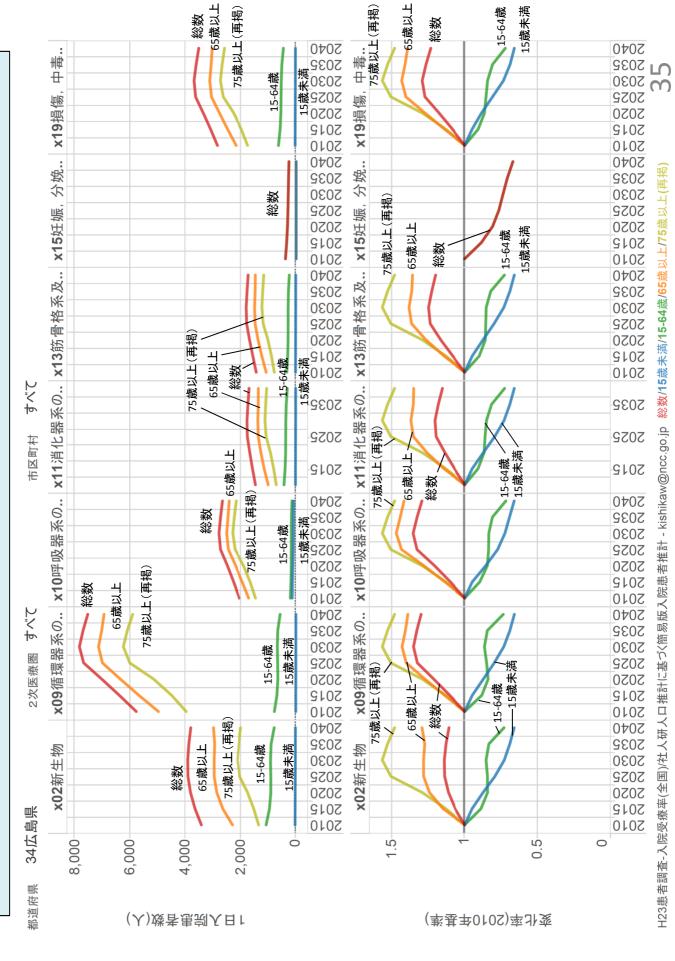
# 市町別の将来推計人口

〇 2015年から2040年にかけて, すべての市町で人口は減少するが, 減少の割合は地域ごとに異なる。



資料: 国立社会保障•人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」 (平成25(2013)年3月推計)

# 苮 患者調査の受療率に基づく傷病分類別の入院患者推



## 医療・介護需要量調査分析ワーキンググループの設置について

「保健医療計画」と「ひろしま高齢者プラン」との一体的策定

平成 37 年の人口構造は,団塊の世代が 75 歳以上に,人口の 3 割以上が 65 歳以上の高齢者となり,慢性期医療や介護サービスの需要が増加する。

このため,医療・介護の連携を図り,医療と介護サービスの提供体制の推進を次期「保健医療計画」・「ひろしま高齢者プラン」において,一体的に検討する必要がある。

具体的には 病床機能の分化と連携や療養病床の転換等による医療の需要量と供給量の変化を,介護サービス基盤整備の目標量に反映させる必要がある。

## 検討体制

保健医療計画部会の委員と、ひろしま高齢者プランの審議を行う「高齢者対策総合推進会議」の委員をできるだけ共通にする。

また,両計画の一体的な検討・策定に必要な基礎数値となる,高度急性期から慢性期までの医療・介護需要量を調査・分析するため,各々の検討組織から委員を選出し,「医療・介護需要量調査分析ワーキンググループ」を設置する。(メンバー案は別紙)

医療・介護需要量調査分析ワーキング	1			別紙 >
<u> </u>	高齢者対策			療審議会
所 属	総合推進会	分析WG	保健医療	計画部会
	藤	(案)	委員	専門委員
	檜谷 義美		檜谷 義美	
		桑原 正雄		桑原 正雄
	大谷 博正			
-般社団法人広島県歯科医師会			荒川 信介	
	小島 隆	小島 隆		小島 隆
· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	才野原 照子	才野原 照子	才野原 照子	
	中川 潤子	中川 潤子	豊見 雅文	
			平川 勝洋	
 5島大学医学部				
、 島大学歯学部				
\ \ \ \$\bar{B}\$大学院医歯薬保健学研究院				
·····································				
是立広島大学保健福祉学部(人間福祉学科)	金子 努		金子 努	
		青山 喬	青山 喬	
-般社団法人広島県精神科病院協会	石井 知行	石井 知行	石井 知行	
····································			木矢 克造	
 島県医療法人協会				
は立行政法人国立病院機構(中四国ブロック)			谷山 清己	
·			向井 一誠	
			吉田 隆行	
建康保険組合連合会広島連合会			山根 俊雄	
t会福祉法人広島県社会福祉協議会	衣笠 正純	衣笠 正純	衣笠 正純	
	猪上 優彦		猪上 優彦	
日本労働組合総連合会広島県連合会女性委員会	石黒 ひかり			
			<b></b>	
	菊間 秀樹	菊間 秀樹	菊間 秀樹	
	天満 祥典	天満 祥典	天満 祥典	
S島県町村会	箕野 博司	箕野 博司	箕野 博司	
-般社団法人広島県介護支援専門員協会	荒木 和美	荒木 和美		荒木 和美
」 」島県老人福祉施設連盟	平石 朗	平石 朗		平石 朗
翌知症の人と家族の会広島県支部	村上 敬子			村上 敬子
」 」島県福祉·介護人材確保等総合支援協議会				蛯江 紀雄
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	山本 明芳			山本 明芳
运島県消防長会 				山﨑 昌弘
S島市健康福祉局				川添 泰宏
S島県老人保健施設協議会	畑野 榮治	畑野 榮治		
公益財団法人広島県老人クラブ連合会	鈴木 孝雄	1,112		
」 島県地域包括・在宅介護支援センター協議会	小山 峰志	小山 峰志		
		1	İ	
許護士	鈴木 智之			

## 療養病床入院患者の状況把握に係るアンケート概要

調査対象 ・平成28年7月1日0時時点で入院中の患者の状況(調査票B)

・平成28年6月中に退院した患者の退院時の状況 (調査票C)

項目( は新設・変更)	内 容	目 的
1 年齢	調査日(若しくは退院日)時点 満( )歳	性年齢階級別に集計,
2 性別	男性 / 女性	介護保険被保険者を確
		認するため
3 現住所	( )市・町( )区 広島市の場合は区まで	退院先の住所地を想定
4 医療保険者	医療保険(市町村国保(市・町・村)/その他)	するため
5 住まいの有無	あり(自宅[戸建・集合住宅/持ち家・賃貸]/その他())	退院後の住まい及び生
	/なし	活状況を想定し,在宅
6 入院前の場所	自宅(借家含む)/養護・軽費老人ホーム/有料老人ホーム/	受入れの可能性を推測
	認知症グループホーム / 介護老人保健施設 / 特別養護老人ホー	するため
¬ 111 +++ 1++	ム/医療機関(一般・医療療養・介護療養・その他)/その他	
7 世帯構成	独居 / 夫婦のみ世帯 (65 歳以上のみ・それ以外) / その他同居	
	(同居者数(本人含む)(人),65歳以上のみ・それ以外)	
8 - 1 家族等介護力	日中,夜間とも介護できる人がいる/日中のみいる/夜間のみ	
	いる / いない(介護者の病気等により介護できない場合も含む)	
 8 - 2 介護者の状況	/ その他 / 不明 介護できる人がいる場合のみ 続柄 / 年代 / 性別 / 就労有無	
9 - 1 所得等の状況	方篋とさる人がいる場合のの   続柄/ 中代/ 住別/ 航方有無   市町村民税 / 生活保護 / 老齢福祉年金	
9 - 2 所得区分	医療療養(限度額適用区分/一般所得者/低所得者 /低所得	
3 - 2 MIA区为	者 )	
	ローク 介護療養(利用者負担第5段階~第1段階)	
10 ADL 区分	1/2/3/不明・未判定	
11 コミュニケーショ		れる介護保険サービ
ン能力の状況	とんど見えない/判断不能	ス・介護保険適用外サ
10075 10 17175	聴力 日常生活に支障ない/大きな声は聞こえる/ほとんど	ービスの見込み量を総
	聞こえない/判断不能	合的に推測するため
	意思の伝達 日常生活に支障ない/ときどき伝達できる/ほ	
	とんど伝達できない / できない	
12 障害高齢者の日常生活自立度	自立/J1/J2/A1/A2/B1/B2/C1/C2/不明・未実施	
13 認知症高齢者の日常生活自立度	自立/ / a/ b/ a/ b/ /M/不明・未実施	
14 医療区分	1 / 2 / 3 / 不明・未判定	医療の実態を明らかに
15 傷病・状態(全て)	〔医療区分3該当〕	するため。該当の数字
	医師及び看護師により常時監視・管理を実施している状態 / ス	全てを選択。
	モン	
	〔医療区分2該当〕	1 うつ症状に対す
	筋ジストロフィー / 多発性硬化症 / 筋委縮性側索硬化症 (ALS)	る治療…精神保健指
	/パーキンソン病関連疾患/スモン以外の難病(306疾病の指	定医がうつ症状に対
	定難病)/脊髄損傷(頸髄損傷)/慢性閉塞性肺疾患(COPD)	する薬を投与してい
	/ 悪性腫瘍(疼痛コントロール必要) / 悪性腫瘍(疼痛コント	る場合、うつ症状に対する。
	ロール不要だが,悪液質等の重度の状態)/肺炎/うつ状態(	対する入院精神療法・特殊が
	1)/毎日の暴行(原因・治療方針を医師を含め検討)/褥瘡	法,精神科作業療法 及び心身医学療法な
	( 2)/末梢循環障害による下肢末端開放創/尿路感染症(14 ロハウン/煙疾等により肌が肌まなが必要な状態( 3)/脱	及び心身医子療法な ど『診療報酬の算定
	日以内)/傷病等によりリルビリテーションが必要な状態( 3)/脱水かつ発熱(8日目まで)/体内出血が反復継続(7日目まで)	方法』別表第1第2
		ラス』が表示する 章第8部の精神科専
	/ 沢口の嘔吐がフルボ(り口口み()/ ヒル女(/ 口口み()	ᆍᄱᄓᄜᄱᄳᅤᆌᆓᆟᅾᇴ

## 〔医療区分1該当〕

尿路感染症(15 日目以降)/傷病等により別ピリテションが必要な状態(区分2以外)/脱水かつ発熱(8 日目以降)/脱水(感染症等が重度のため発熱を伴わない)/脱水(発熱を伴わない)/体内出血が反復継続(8 日目以降)/頻回の嘔吐かつ発熱(4 日目以降)/頻回の嘔吐(発熱を伴わない)/せん妄(8 日目以降)/せん妄(薬物治療は実施していない)/その他の難病(区分2・3以外)/悪性腫瘍(区分2以外)/うつ状態(区分2以外)/暴行(区分2以外)/褥瘡(区分2以外)/下肢末端の末梢循環障害(区分2以外)

### [ 医療区分に関わらず共通]

癌ターミナル/陳旧性肺結核/高血圧症/心不全/虚血性心疾患/不整脈/脂質異常症/糖尿病/食道・胃・十二指腸・大腸疾患/慢性便秘/肝疾患/膵・胆道系疾患/腎疾患/血液疾患/脳血管疾患/認知症/てんかん/骨折/歯科疾患/廃用症候群/自己免疫疾患/錐体外路症状(重度)/感染症隔離解除後、30日以内の感染症/下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿瘍等の感染症に対する治療を実施している状態/意識障害(JCS20,10以上)/低栄養(Alb3.5g/dl以下)/CKD(クハアチニン6mg/dl以上)/仮性球麻痺(経管栄養)/嚥下障害/電解質異常/徐脈/喘息重積発作/胸水、心嚢液貯留/妄想、幻覚/自殺念慮/自殺企図/大声で叫ぶ/暴言/徘徊/その他()

門療法のいずれかを 算定している場合に 限る。

- 2 皮膚層の部分的 喪失が認められる場 合又は褥瘡が2か所 以上に認められる場 合に限る。
- 3 原因となる疾病 等の発症後 30 日以 内で,実際にリルビリテ ーションを行っている場 合に限る。

## 16 平成28年6月中の 医療の提供状況(全て)

## [医療区分3該当]

24 時間持続点滴 (7 日目まで)/酸素療法 ( 特定の場合 A のいずれかに該当する)/中心静脈注射 (中心静脈栄養の管理含む)/人工呼吸器使用/ドレーン法/胸腹腔洗浄/発熱を伴う場合の気管切開,気管内挿管/感染隔離室における管理

### 〔医療区分2該当〕

24 時間持続点滴(8日目以降)/酸素療法(区分3以外)/鼻腔・胃瘻・腸瘻による経管栄養かつ,発熱又は嘔吐を伴う(7日目まで)/頻回の血糖検査(特定の場合Bに該当し,検査日から3日目まで)/喀痰吸引(1日8回以上)/気管切開・気管内挿管のケア/皮膚潰瘍・手術創・創傷処置/透析

## 〔医療区分1該当〕

12 時間以上 24 時間未満の持続点滴(オーバーナイトなど)/ 鼻腔・胃瘻・腸瘻による経管栄養かつ,発熱又は嘔吐を伴う(8 日目以降)/鼻腔・胃瘻・腸瘻による経管栄養(発熱又は嘔吐 を伴わない)/頻回の血糖検査(特定の場合Bに該当し,検 査日から4日目以降)/血糖検査(特定の場合Bに該当しない)/喀痰吸引(1日7回以下)

## 〔医療区分に関わらず,共通〕

ネブライザー/パルオキシナーターを使用しての酸素飽和度測定/重症心不全に対する点滴加療(昇圧剤含む)/不整脈に対する点滴加療/低アルブシ血症に対するアルブシ点滴投与/肝不全に対する点滴加療/抗生剤の点滴投与/輸血/インシュリン注射/静脈内注射/ストーマ(人工肛門・人工膀胱)の管理/導尿/尿道パルンがデーデル留置/その他のがデーデルの管理/浣腸/座薬挿肛及び摘便/服薬管理・指導/栄養指導/口腔ケア/リル・リテーション(PT:脳血管疾患リハ/運動器リハ/廃用症候群リハ/それ以外)(OT:脳血管疾患リハ/運動器リハ/展用症候群リハ/それ以外)(ST:脳血管疾患リハ/廃用症候群リハ/表れ以外)(ST:脳血管疾患リハ/廃用症候群リハ/損食機能療法/言語聴覚療法/それ以外)/疼痛緩和ケア(麻薬なし/あり)/認知症に関する専門

### 特定の場合A

常時流量 3L / 分以 上を必要とする状態 常時流量 3L / 分未 満を必要とする状態 であって NYHA 重症 度分類の 度若しく は 度の心不全の状態

肺炎等急性増悪により点滴治療を実施した場合(30 日目まで)

### 特定の場合 B

糖尿病に対するインスリン製剤又はソマトメジンC製剤の注射を1日1回以上行い,1日3回以上の頻回な血糖検査を実施している状態に限る。

		的 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
		的ケア/モニター測定(血圧・心拍等)/ 入院精神療法/心マ	
		ッサージ / 心電図検査 / 脳波検査 / X 線検査 / C T検査 / M R	
		I検査/SPECT検査/消化器内視鏡検査/腹部エコー検査	
		/ 心エコー検査 / 他院紹介 / 他院通院 / その他 ( 手術等 , 具体	
		的に )	
17 -		既に認定されている(要支援1/要支援2/要介護1/要介護	介護の実態を明らかに
区分	}	2/要介護3/要介護4/要介護5)/申請中/認定されてい	し,退院後に利用が想
		ない(申請中を除く)	定される介護保険サー
17 -	2 介護保険者	( 市・町・村) 既に認定されている者のみ	ビス・介護保険適用外
18 -	1 食事の状況	経口摂取 可(自立/一部介助/全介助)/不可	サービスの見込み量を
18 -	2 食事の形態	形態 常食/軟食/キザミ食/ペースト食/その他( )	総合的に推測するため
糸	<b>経口摂取可の者のみ</b>	内容 普通食/高血圧食/糖尿病食/腎臓病食/その他( )	
19	排泄の状況	方法 トイレ/ポータブルトイレ/おむつ/ストーマ/その他( )	
		介助の程度 自立/誘導のみ/一部介助/全介助	
20	清潔保持の状況	方法 通常入浴 / シャワー浴 / 機械浴 / 清拭のみ / その他 ( )	
	TOWNERS OF MANU	介助の程度を自立/誘導のみ/一部介助/全介助	
21	移動の状況	自立歩行/杖歩行/歩行器/車椅子/その他( )	
	平成 28 年 6 月 30		
	C票の場合は退院日		
	前日)の生活援助の		
	7日)の主治援助の 兄(全て)	出支援/レクリエーション/服薬確認(見守り)/不潔行為	
1/1/	してモビノ	「弄便等)への対応/徘徊への対応/暴言・暴力行為への対	
		「弁関等)への対応が特値への対応が暴音・暴力行為への対   応/その他( )	
		パノとの過く /   援助の程度 一部介助 / 全介助 / 本人の状態に関わらず病院	
В	23 現在の病床へ	が代行する / 本人の状態に関わらず家族が代行する 昭和・平成 年 月 日	   在院日数を計算するた
票	の入院(転棟)日	<sup>旧和・</sup> 千成	住院口奴を訂昇するに   め。
の	24 この患者につ	自宅の近くに居宅介護サービスが少ない/介護施設や入所系サ	め。   退院困難な要因を明ら
み	いて,退院が困難		
0,5	だと考えられる場	│ ービス(グループホームなど)では医療処置への対応が困難である / │ 入院医療費よりも在宅療養費のほうが負担が増加する / 医療を	かにし、解決策検討の
			ための素材とするため、芸術なるの表
	合は、その理由	随時受けられるため入院継続を家族が希望している / 家族の状	め。該当する数字全て
		況等により自宅での対応が難しい / 単身者のため在宅療養が困	を選択。
		難である/入院してからの期間が短いため退院の可否について	
		の判断ができない/その他(具体的に )/困難はない	ナゆロギナンダナフェ
C	23 退院時の病床	昭和・平成 年 月 日~平成28年6月日	在院日数を計算するた
票	への入院期間	同一院内でも別病床から転棟した場合は,その日から。	め。
の	24 - 1 退院先	自宅(借家含む)/ 養護・軽費老人ホーム/ 有料老人ホーム/	退院後の介護サービス
み		認知症グループホーム/介護老人保健施設/特別養護老人ホーム/	の実態を把握するた
		医療機関(一般・医療療養・介護療養・その他) / 死亡 / その	め。
		他	\= \( \frac{1}{2} \)
	24 - 2 退院先が	利用予定 あり/なし/把握していない	退院時カンファレン
	「自宅」の場合,	ありの場合…居宅介護支援(ケアマネジメント) / 訪問介護(ホ	ス等により実際のケ
	利用予定の居宅介	ームヘルパー) / 訪問入浴介護 / 訪問看護 / 訪問リハビリテー	アプランを入手して
	護サービス	ション / 通所介護(デイサービス) / 通所リハビリテーション(デ	いる場合のみ回答す
		イケア) / 短期入所生活介護(特養等によるショートステイ) /	る。それ以外は不明
		短期入所療養介護(老健等によるショートステイ) / 小規模多機	を選択する。
		能型居宅介護 / 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 / 複合型サ	
		ービス(看護小規模多機能型居宅介護) / 福祉用具貸与 / 特定福	
		祉用具販売/住宅改修/その他/不明	

関係医療機関の長 様

広島県医療審議会 会長 平松 恵一



医療療養病床及び介護療養病床入院患者の状況把握について(依頼)

各医療機関の皆様におがれましては、本県の保健医療の推進に日頃からご尽力いただいていることに、心から敬意を表します。

さて,昨年度は,医療療養病床に入院している医療区分1の患者の状況把握アンケートを本 審議会において実施し,その結果を基にして広島県地域医療構想が策定されたところです。

現在,国においては療養病床のあり方について検討が行われていますが,転換の対象とされている<u>療養病床の入院患者の実態を国に伝え,適切な施策検討を求める</u>ことが重要であり,また,将来の在宅医療や在宅介護等の需要を可能な限り正確に予測し,<u>次期保健医療計画や次期</u> <u>高齢者プランに反映させる</u>必要があります。そのため,今年度も,療養病床を有する医療機関の皆様にアンケートへのご協力をお願いすることといたしました。

今年度のアンケート対象は、①地域医療構想の中で、将来、在宅医療等で追加的に対応する と想定されている<u>療養病床の入院患者(医療区分1)</u>及び②国の「療養病床の在り方等に関す る特別部会」において新類型への整理が議論されている<u>医療療養病床(25:1)・介護療養病床</u> の入院患者について、医療の必要度や介護の提供状況を含めた状況を把握するものです(これ らの議論の対象となっていない患者については対象としません。)。

つきましては、御多用中、お手数ですが、記入要領に沿って別紙A、B及びCの調査票に記入していただき、同封している返送用封筒(切手不要)により、<u>8月31日(水)まで</u>に投函していただきますようご協力をお願いいたします。

なお,このアンケートは,県内における療養病床の入院患者の状況を把握し分析を行うために実施するものであり、個々の医療機関に入院患者等への個別対応を求めるために使用するものではありません。

また,データの集計は市町単位で行い,その集計結果は統計データとして本審議会で使用するほか,市町にも提供させていただきますことを御了承ください。

[広島県医療審議会保健医療計画部会事務局] 広島県健康福祉局医療介護計画課

担当者 介護推進グループ 木村・小田

住 所 〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電 話 082-513-3206(ダイヤルイン)